

在外教育施設教員派遣規則

文部省訓令第二十七号

昭和五十六年四月二十日

- 改正昭和五十七年 四月二十八日 第 十七号
- 〃 昭和五十七年 四月二十八日 第 十八号
- 〃 昭和五十七年十二月 十三日 第二十五号
- 〃 昭和五十八年 四月 二十日 第 十二号
- 〃 昭和五十九年 四月二十一日 第二十一号
- 〃 昭和五十九年 七月二十一日 第三十一号
- 〃 昭和 六十年 四月 二十日 第 十二号
- 〃 昭和六十一年十二月 十八日 第 二十号
- 〃 昭和六十一年 四月 十九日 第 二十号
- 〃 昭和六十一年 九月 三十日 第三十二号
- 〃 昭和 六十年 四月 十七日 第 五号
- 〃 昭和六十二年 六月 十七日 第 十八号
- 〃 昭和六十二年 八月 十七日 第 二十号
- 〃 昭和六十二年十一月 十二日 第二十九号
- 〃 昭和六十三年 四月 十八日 第二十一号
- 〃 平成 元年 四月 十八日 第 五号
- 〃 平成 元年 八月 十八日 第三十五号
- 〃 平成 元年 十月 十六日 第三十七号
- 〃 平成 二年 三月 三十日 第 四号
- 〃 平成 二年 四月 十七日 第 六号
- 〃 平成 三年 一月 十八日 第 一号
- 〃 平成 三年 四月 十六日 第 十四号
- 〃 平成 三年 十月 九日 第三十一号
- 〃 平成 四年 四月 十六日 第 十三号
- 〃 平成 四年十二月 十八日 第三十二号
- 〃 平成 五年 四月 十六日 第 十七号
- 〃 平成 五年 七月 十三日 第二十二号
- 〃 平成 五年 十月 十八日 第二十五号
- 〃 平成 五年十二月 十六日 第二十六号
- 〃 平成 六年 三月二十三日 第 三号
- 〃 平成 六年 四月 十八日 第 十号
- 〃 平成 六年十二月 十二日 第四十三号
- 〃 平成 七年 一月 五日 第 一号
- 〃 平成 七年 四月 十八日 第 十二号
- 〃 平成 七年 五月二十五日 第 十五号
- 〃 平成 七年 八月二十五日 第 十七号
- 〃 平成 七年 十月 三十日 第 二十号
- 〃 平成 七年十二月 二十日 第二十二号
- 〃 平成 八年 四月 十九日 第 八号
- 〃 平成 八年 五月 十一日 第 十二号
- 〃 平成 九年 三月三十一日 第二十三号
- 〃 平成 九年 四月二十一日 第二十五号
- 〃 平成 十年 二月 二十日 第 四号
- 〃 平成 十年 四月二十一日 第 二十号
- 〃 平成 十一年 三月 四日 第 一号
- 〃 平成 十一年 四月 十五日 第 十二号
- 〃 平成 十一年 九月 二十日 第 十八号
- 〃 平成 十一年十二月 二十日 第二十一号

〃 平成十二年一月二十日第一号
〃 平成十二年四月十四日第十九号
〃 平成十二年四月十四日第二十号
〃 平成十二年四月十四日第二十一号
〃 平成十二年四月二十一日第二十二号
〃 平成十二年八月十五日第二十四号
〃 平成十三年一月六日第三十四号
〃 平成十三年一月三十日第三十五号
〃 平成十三年三月十三日第三十六号
〃 平成十三年五月九日第五十四号
〃 平成十三年十一月二日第六十九号
〃 平成十四年一月二十五日第一号
〃 平成十四年四月二十二日第十号
〃 平成十五年一月二十一日第一号
〃 平成十五年四月十七日第十四号
〃 平成十五年八月十五日第十七号
〃 平成十五年十一月二十日第三十号
〃 平成十六年四月二十一日第八号
〃 平成十六年十二月十六日第十二号
〃 平成十七年三月二十五日第一号
〃 平成十八年一月五日第一号
〃 平成十八年四月十九日第九号
〃 平成十八年四月十九日第十号
〃 平成十八年七月二十一日第十四号
〃 平成十八年八月二十五日第十六号
〃 平成十九年二月二十八日第二号
〃 平成十九年五月二十三日第七号
〃 平成二十年三月三十一日第二号
〃 平成二十年四月二十五日第六号
〃 平成二十年十一月二十六日第十二号
〃 平成二十一年一月二十八日第一号
〃 平成二十一年四月二十一日第八号
〃 平成二十一年七月三十日第十号
〃 平成二十一年十月三十日第十三号
〃 平成二十三年二月十七日第一号
〃 平成二十三年四月十八日第八号
〃 平成二十三年七月十四日第九号
〃 平成二十三年十月十二日第十七号
〃 平成二十三年十月二十八日第十八号
〃 平成二十三年十二月二十六日第二十三号
〃 平成二十四年四月四日第八号

(趣 旨)

第 一 条 この規則は、在外教育施設に派遣する教員の派遣について必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 二 条 この規則において「在外教育施設」とは、海外に在留する邦人がその子女のために共同して設置する教育施設で本邦の小学校若しくは中学校の課程に相当する課程の全部又は一部を有するものをいう。

2 この規則において「派遣教員」とは、本邦から在外教育施設に派遣される本邦の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭若しくは教諭又は教育委員会の事務局に置かれる職員（次条において「教員等」という。）をいう。

（派遣教員の委嘱）

第 三 条 派遣教員は、別に定めるところにより、教員等のうちから、文部科学大臣が委嘱する。

第 四 条 削除

（派遣時期及び期間）

第 五 条 派遣教員の派遣時期は、原則として年度当初とする。

2 派遣教員の派遣期間は原則として二年間とする。ただし、文部科学大臣が必要と認める場合には、二年間を限度に派遣期間を延長することができる。

（解嘱）

第 五 条の二 文部科学大臣は、派遣教員が職務を継続することが適当でないと認める場合には、第三条第一項の規定による委嘱を解くことができる。

（旅費の支給）

第 六 条 派遣教員又は派遣教員の扶養親族（配偶者（派遣教員である者を除く。）並びに十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子で、主として当該派遣教員の収入によって生計を維持しているもの及び心身障害の子で他に生計の途のない者として文部科学大臣が認めたものをいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる場合には、派遣教員に対し、旅費を支給する。

一 派遣教員が在外教育施設に赴き、又は帰国した場合

二 派遣教員の扶養親族が当該派遣教員の前号の旅行に文部科学大臣の許可を受け、随伴して旅行した場合

三 派遣教員が第十二条に規定する一時帰国で、在勤中の在外教育施設の所在地（以下「在勤地」という。）と本邦の間を旅行した場合

四 派遣教員の扶養親族が当該派遣教員の前号の旅行に、文部科学大臣の許可を受け、随伴して旅行した場合

五 派遣教員の扶養親族が当該派遣教員の在外教育施設在勤中において文部科学大臣の許可を受け、同一在勤地について一回限り、当該在勤地に呼び寄せられ、又は本邦に帰せられた場合

六 派遣教員が初等中等教育局長から在勤地の近隣地域に在留する邦人子女に対する巡回指導を依頼され、当該巡回指導のための旅行をした場合

七 派遣教員が、初等中等教育局長から補習授業校現地採用講師研修会の指導講師を依頼され、当該研修会のための旅行をした場合

八 在外教育施設の校長が、日本人学校校長研究協議会（外務省及び文部科学省が、日本人学校運営委員会と共同して開催するものに限る。）のための旅行をした場合

2 派遣教員が在勤地で死亡し、又は前項第一号若しくは第六号から第八号までの規定に該当する外国旅行中に死亡した場合は、当該派遣教員の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに派遣教員の死亡当時派遣教員と生計を一にしていた他の親族をいう。）に対し、死亡手当を支給する。

- 3 派遣教員が在勤地で死亡した場合において、当該派遣教員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族に対し、旅費を支給する。
- 4 在外教育施設在勤中の派遣教員の配偶者（派遣教員である者を除く。）が当該派遣教員の在勤地において死亡し、又は第一項第二号若しくは第五号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該派遣教員に対し、死亡手当を支給する。
- 5 前四項により支給する旅費の額、支給条件等は国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）及び文部科学省所管旅費規則（平成十三年文部科学省訓令第二十七号）に定めるもののほか、初等中等教育局長が別に定めるところによる。

（在勤手当）

第七 条 在勤手当は、派遣教員が在外教育施設において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給するものとする。

- 2 在勤手当の種類は、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当、子女教育手当、健康管理手当、不健康地健康管理手当、高地手当及び防犯手当とする。
- 3 在勤基本手当は、派遣教員が在外教育施設において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給する。
- 4 住居手当は、派遣教員が在外教育施設において勤務するのに必要な住居費に充当するために支給する。
- 5 配偶者手当は、配偶者を伴う派遣教員に支給する。
- 6 子女教育手当は、派遣教員の子のうち次に掲げるもので主として当該派遣教員の収入によって生計を維持しているもの（以下「年少子女」という。）が派遣教員の在勤地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。
 - 一 四歳以上十八未満の子
 - 二 十八歳に達した子であって、就学する学校（子女教育手当支給要項で定める学校を除く）において、十八歳に達した日から、十九歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して一年を経過するまでの間にあるもの
- 7 健康管理手当は、一年以上勤務した派遣教員及びその配偶者が、健康診断の実施など健康管理のために必要な経費に充当するために支給する。

ただし、不健康地健康管理手当の支給を受ける者に対しては、当該不健康地健康管理手当の支給を受ける年度に係る健康管理手当は支給しない。

- 8 不健康地健康管理手当は、長期にわたる継続的な勤務が健康管理上適当でない認められる地に所在する在外教育施設で別表第1左欄に掲げるものに二年以上勤務した派遣教員及びその扶養親族が、一年度一回を限度として同欄の在外教育施設の別に応じ同表右欄に定める保養地域において健康管理を目的とする保養及び健康診断の受診のための旅行を行うのに必要な経費に充当するために支給する。
- 9 高地手当は、標高の高い地に所在する在外教育施設で別表第2に掲げるものに勤務する派遣教員及びその扶養親族が、一年度二回を限度としてその在外教育施設の所在する国の低地において健康管理を目的とする保養のための旅行を行うのに必要な経費に充当するために支給する。

10 防犯手当は、治安事情が著しく厳しい地に所在する在外教育施設として初等中等教育局長が別に定めるものに勤務する派遣教員が、居住している住宅及び通勤途上の防犯のために必要な経費に充当するために支給する。

(在勤手当の支給額)

第 八 条 在勤基本手当の月額、別表第 3 に定めるところによる。

2 住居手当の月額は、派遣教員が居住している家具付きでない住宅の一月に要する家賃の額（派遣教員が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額）に相当する額（その額が別表第 4 に定める限度額（扶養親族を伴わない派遣教員の場合にあっては、当該限度額の百分の八十に相当する額）を超えるときは、当該限度額）とする。ただし、派遣教員の配偶者が派遣教員である場合には、一方の派遣教員について支給する。

3 配偶者手当の月額は、在勤基本手当月額の百分の十二・五に相当する額とする。ただし、派遣教員の配偶者が派遣教員である場合には、一方の派遣教員について支給する。

4 子女教育手当の月額は、年少子女一人につき八千円とする。ただし、年少子女が、派遣教員の在勤地において学校教育を受けるときは、授業料その他年少子女が学校教育を受けるための対価として納付が義務づけられている経費に応じて、初等中等教育局長が別に定める額を加算することができる。

5 健康管理手当の額は、毎年七月一日において派遣教員が伴う配偶者の有無に応じ、別表第 5 に定めるところによる。

6 不健康地健康管理手当の額は、当該手当の対象となる旅行ごとに別表第 6 左欄に掲げる在外教育施設の別に応じ同表右欄に定める基本額と次の各号に定めるところにより算出した額とを合計した額と当該手当の対象となる旅行に要した経費の額のうちいずれか低い額とする。ただし、派遣教員の配偶者が派遣教員である場合には、一方の派遣教員について支給する。

一 配偶者を同伴する場合にあっては当該基本額の百分の百に相当する額

二 子を同伴する場合にあっては当該基本額の百分の十に相当する額に同伴する子の数を乗じた額

7 高地手当の額は、当該手当の対象となる旅行ごとに別表第 7 左欄に掲げる在外教育施設の別に応じ同表右欄に定める基本額と次の各号に定めるところにより算出した額とを合計した額と当該手当の対象となる旅行に要した経費のうちいずれか低い額とする。ただし、派遣教員の配偶者が派遣教員である場合には、一方の派遣教員について支給する。

一 配偶者を同伴する場合にあっては当該基本額の百分の百に相当する額

二 子を同伴する場合にあっては当該基本額の百分の十に相当する額に同伴する子の数を乗じた額

8 防犯手当の月額は、派遣教員が警備員を雇用し、若しくは警備機器を借り上げ、又はその両方を行うために一月に要する経費の六分の五とする。

(在勤手当の支給期間)

第 九 条 在勤基本手当及び住居手当の支給期間は、派遣教員が在勤地に到着した日の翌日から、任務を終了し在勤地を出発する日の前日までとする。

2 在勤基本手当の支給期間中に在勤基本手当の級別に異動を生じた派遣教員には、その日から新たに定められた級別により在勤基本手当を支給する。

- 3 在勤基本手当の支給期間中に第十二条に規定する一時帰国又は私費一時帰国した派遣教員で、在勤地を出発した日から在勤地に到着する日までの期間が六十日を超えるものには、第一項の規定にかかわらず、六十日を超える期間についての在勤基本手当は、支給しない。
- 4 住居手当の支給期間中に住居手当の級別に異動を生じた派遣教員には、その日から新たに定められた級別により住居手当を支給する。
- 5 派遣教員が委嘱を解かれ、又は死亡したときは、その日まで住居手当を支給する。ただし、当該派遣教員が死亡した場合において、文部科学大臣が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間に限り、当該派遣教員が死亡当時伴っていた扶養親族に従前の住居手当の支給額の百分の二十に相当する額を支給することができる。
- 6 配偶者手当及び子女教育手当の支給期間は、派遣教員の在勤基本手当の支給期間中において、当該派遣教員の配偶者又は年少子女が当該派遣教員の在勤地に到着した日の翌日（派遣教員の配偶者又は年少子女が当該派遣教員の在勤地において配偶者又は年少子女となった場合にあっては、配偶者又は年少子女となった日）から、当該派遣教員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（配偶者又は年少子女がその日の前に帰国する場合にあってはその配偶者又は年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者又は年少子女がその日の前に配偶者又は年少子女でなくなった場合又は死亡した場合にあっては、配偶者又は年少子女でなくなった日又は死亡した日）までとする。
- 7 配偶者手当又は子女教育手当を受ける派遣教員が委嘱を解かれ、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当又は子女教育手当を支給する。ただし、当該派遣教員が死亡した場合において、文部科学大臣が特に必要と認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間に限り、引き続き当該派遣教員の配偶者又は年少子女に配偶者手当又は子女教育手当を支給することができる。
- 8 防犯手当の支給期間は、派遣教員が在勤地に到着した日の翌日から、任務を終了し在勤地を出発する日の前日までとする。
- 9 防犯手当を受ける派遣教員が委嘱を解かれ、又は死亡したときは、その日まで防犯手当を支給する。ただし、当該派遣教員が死亡した場合において、文部科学大臣が特に必要と認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間に限り、引き続き当該派遣教員が死亡当時伴っていた扶養親族に防犯手当を支給することができる。

(在勤手当の支給方法)

- 第十 条 在勤手当（健康管理手当、不健康地健康管理手当及び高地手当を除く。以下この条及び第十一条において同じ。）は、毎月一回、その月額をその月の二十一日に支給する。ただし、その月の二十一日が土曜日、日曜日又は休日になるときは、二十一日の直後の平日を支給定日とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、派遣教員の派遣期間が満了する月及び特別の事情がある場合の在勤手当は、初等中等教育局長が別に定める日に支給する。
 - 3 在勤手当の計算期間は、月の一日から月の末日までとする。
 - 4 在勤手当を支給する場合であって、前項の計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数を基礎として日割によって計算する。
 - 5 健康管理手当については、毎年一回、その額を七月二十一日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日になるときは、直後の平日を支給定日とする。
 - 6 不健康地健康管理手当及び高地手当については、当該手当の対象となる旅行が行われた後に支給

する。

第 十 一 条 第八條及び第九條に定めるもののほか、在勤手当の級の適用に関する基準は、初等中等教育局長が別に定めるところによる。

(一時帰国及び私費帰国)

第 十 二 条 派遣教員は、その派遣期間中において、別に定めるところにより本邦に一時帰国又は私費一時帰国することができる。

(旅費等の返還)

第 十 三 条 派遣教員が随伴し、又は呼び寄せた扶養親族が特別の事由により文部科学大臣の許可を受けて帰国する場合を除き、当該派遣教員の在勤地に到着した日の翌日から六月に満たないで帰国する場合には、第六條第一項第二号及び第五号並びに第七條第五項及び第六項の規定にかかわらず旅費、配偶者手当及び子女教育手当は支給しない。

2 前項の場合において、既に支給された旅費、配偶者手当及び子女教育手当があるときには、これを返還しなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、派遣教員の派遣期間が六月未満の派遣教員が随伴し、又は呼び寄せた扶養親族に係る旅費、配偶者手当及び子女教育手当の取り扱いについては、初等中等教育局長が別に定めるところによる。

第 十 四 条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

附 則

この訓令は、昭和五十六年四月二十日から実施し、昭和五十六年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和五十七年四月二十八日から実施する。

附 則

この訓令は、昭和五十七年四月二十八日から実施し、昭和五十七年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和五十七年十二月十三日から実施し、昭和五十七年十一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和五十八年四月二十日から実施し、昭和五十八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和五十九年四月二十一日から実施し、昭和五十九年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和五十九年七月二十一日から実施し、昭和五十九年七月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十年四月二十日から実施し、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十年十二月十八日から実施し、昭和六十年十二月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十一年四月十九日から実施し、昭和六十一年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十一年十月一日から実施する。

附 則

この訓令は、昭和六十二年四月十七日から実施し、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十二年六月十七日から実施し、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十二年八月十七日から実施し、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十二年十一月十二日から実施し、昭和六十二年十一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、昭和六十三年四月十八日から実施し、昭和六十三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成元年四月十八日から実施し、平成元年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成元年八月十八日から実施する。ただし、別表第2の改正規定のうち級別の欄に係る部分は、平成元年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成元年十月十六日から実施し、平成元年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二年三月三十日から実施し、平成二年一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二年四月十七日から実施し、平成二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成三年一月十八日から実施し、別表第1の改正規定は、平成二年十月一日から、別表第2の改正規定は、平成二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成三年四月十六日から実施し、平成三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成三年十月九日から実施し、平成三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成四年四月十六日から実施し、平成四年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成四年十二月十八日から実施し、平成四年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成五年四月十七日から実施し、平成五年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成五年七月十三日から実施し、平成五年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成五年十月十八日から実施し、平成五年十月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成五年十二月十六日から実施し、平成五年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成六年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成六年四月十八日から実施し、平成六年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成六年十二月十二日から実施し、平成六年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成七年一月五日から実施し、平成七年一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成七年四月十八日から実施し、平成七年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成七年五月二十五日から実施し、平成七年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成七年八月二十五日から実施する。

附 則

この訓令は、平成七年十一月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成七年十二月二十日から実施し、平成七年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成八年四月十九日から実施し、平成八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成八年五月十一日から実施し、平成八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成九年三月三十一日から実施し、別表第3の改正規定は、平成八年八月一日から、別表第4の改正規定は、平成八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成九年四月二十一日から実施し、平成九年四月一日から適用する

附 則

- 1 この訓令は、平成十年二月二十日から実施し、この訓令による改正後の在外教育施設派遣規則（以下「新令」という。）別表第3の規定は、平成九年八月一日から適用する。
- 2 派遣教員の平成九年八月分から平成十年一月分までの在勤基本手当（月額）については、その者に係る新令別表第3に定める額（以下「新額」という。）が、その者に係るこの訓令による改正前の在外教育施設教員派遣規則別表第3に定める額（以下「旧額」という。）を下回るときは、旧

額をもって当該在勤基本手当支給額（月額）とする。

3 派遣教員の平成十年二月分の在勤基本手当（月額）については、その者に係る新額がその者に係る旧額を下回るときは、旧額から新額を差し引いた額を新額から差し引いた額をもって当該在勤基本手当（月額）とする。

附 則

この訓令は、平成十年四月二十一日から実施し、平成十年四月一日から適用する。

附 則

1 この訓令は、平成十一年三月四日から実施し、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則（以下「新令」という。）別表第3の規定は、平成十年八月一日から適用する。

2 派遣教員の平成十年八月分から平成十一年二月分までの在勤基本手当（月額）については、その者に係る新令別表第3に定める額（以下「新額」という。）が、この訓令による改正前の在外教育施設教員派遣規則別表第3に定める額（以下「旧額」という。）を下回るときは、旧額をもって当該在勤基本手当支給額（月額）とする。

附 則

この訓令は、平成十一年四月十五日から実施し、平成十一年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十一年九月二十日から実施し、平成十一年九月一日から適用する。

附 則

1 この訓令は、平成十一年十二月二十日から実施し、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則（以下「新令」という。）別表第3の規定は、平成十一年八月一日から適用する。

2 派遣教員の平成十一年八月分から平成十一年十一月分までの在勤基本手当（月額）については、その者に係る新令別表第3に定める額（以下「新額」という。）が、この訓令による改正前の在外教育施設教員派遣規則別表第3に定める額（以下「旧額」という。）を下回るときは、旧額をもって当該在勤基本手当支給額（月額）とする。

附 則

この訓令は、平成十二年一月二十日から実施し、平成十二年一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十二年四月十四日から実施し、平成十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十二年四月十四日から実施し、平成十一年十一月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十二年四月十四日から実施し、平成十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十二年四月二十一日から実施し、平成十二年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十二年八月十五日から実施し、平成十二年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十三年一月六日から実施する。

附 則

- 1 この訓令は、平成十三年一月三十日から実施し、この訓令による改正後の在外教育施設派遣規則（以下「新令」という。）別表第3の規定は、平成十二年八月一日から適用する。
- 2 派遣教員の平成十二年八月分から十二月分までの在勤基本手当（月額）については、その者に係る新令別表第3に定める額が、その者に係るこの訓令による改正前の在外教育施設派遣規則別表第3に定める額（以下「旧額」という。）を下回るときは、旧額をもって当該在勤基本手当支給額（月額）とする。

附 則

この訓令は、平成十三年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成十三年五月九日から実施し、平成十三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成十四年一月二十五日から実施し、平成十四年一月一日から適用する。

附 則

- 1 この訓令は、平成十四年四月二十二日から実施し、平成十四年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 改正後の在外教育施設教員派遣規則第六条第一項及び第八条第二項の規定は、この訓令の適用日以後に文部科学大臣の委嘱を受けた者について適用し、適用日前に文部科学大臣の委嘱を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成十五年一月二十一日から実施し、平成十四年十一月一日から適用する。
- 2 派遣教員の平成十四年十一月分から十二月分までの在勤基本手当支給額（月額）については、その者に係るこの訓令による改正後の在外教育施設派遣規則別表第3に定める額が、その者に係るこの訓令による改正前の在外教育施設派遣規則別表第3に定める額（以下「旧額」という。）を下回るときは、旧額をもって当該在勤基本手当支給額（月額）とする。

附 則

この訓令は、平成十五年四月十七日から実施し、平成十五年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十五年八月十五日から実施し、平成十五年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十五年十一月二十日から実施し、平成十五年八月一日から適用する

附 則

この訓令は、平成十六年四月二十一日から実施し、平成十六年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十七年一月一日から実施し、平成十六年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成十八年一月一日から実施し、平成十七年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十八年四月十九日から実施し、平成十八年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成十八年七月二十一日から施行し、同年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、決定の日から実施し、第一条の規定による改正後の在外教育施設教員派遣規則の規定は、平成十八年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成十九年三月一日から実施し、改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第3の規定は、平成十八年八月一日から適用する。

附 則

- 1 この訓令は、平成十九年五月二十三日から実施し、同年四月一日から適用する。
- 2 在外教育施設教員派遣規則に基づき派遣されている派遣教員であって平成十九年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住居手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十年三月三十一日から実施し、平成十九年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十年四月二十五日から実施する。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十年十一月二十六日から実施し、同年四月一日から適用する。
- 2 北京、天津、青島、上海、蘇州、サン・ホセ、フランクフルト、ブタペスト及びワルシャワに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住宅手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十一年一月二十八日から実施し、平成二十一年一月一日から適用する。
- 2 在外教育施設に勤務する派遣教員の平成二十一年一月の在勤基本手当の月額は、改正後の在外教育施設教員派遣規則（以下「新派遣規則」という。）別表第3にかかわらず、次の表に定めるところによる。
- 3 台北、台中及び高雄に所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の平成二十一年二月及び三月の在外基本手当の月額については、新派遣規則別表第3にかかわらず、次の表に定めるところによる。
- 4 青島に所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十年十二月三十一日に

において、現に居住する住宅に引き続き住居するものの住居手当の月額に係る限度額については、新派遣教員規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十一年四月二十一日から実施し、平成二十一年四月一日から適用する。
- 2 コタキナバル、アスンシオン及びジェッダに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であつて、平成二十一年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住居手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十一年八月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十一年十一月一日から実施する。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十三年三月一日から実施する。
- 2 ハノイ、シンガポール、バンコク、シラチャ、ソウル、釜山、北京、天津、上海、蘇州、杭州、広州、深セン、大連、香港、ヤンゴン、マニラ、ペナン、コタキナバル、ニュー・ヨーク、ニュー・ジャージー、プリンストン、フィラデルフィア、ピッツバーグ、ボストン、ブエノスアイレス、サンチャゴ、ウィーン、チューリッヒ、ジュネーブ、マドリッド、バルセロナ、モスクワ、ベルリン、デュッセルドルフ、ブタペスト、パリ、ワルシャワ、ロンドン、ジェッダ及びバハレーンに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であつて、平成二十三年二月二十八日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住宅手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月十八日から実施し、平成二十三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十三年七月十四日から実施し、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則（以下「新派遣規則」という。）第八条第四項の規定は実施日から一年を超えない範囲で初等中等教育局長が別に定める日から、新派遣規則別表第3の規定は平成二十三年四月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十三年十一月一日から実施する。ただし、スラバヤ、コロンボ、バンコク、シラチャ、北京、天津、青島、上海、蘇州、杭州、広州、深セン、大連、香港、イスラマバード、カラチ、ヤンゴン、マニラ、台北、台中、高雄、トロント、カラカス、グアテマラ、サン・ホセ、ボゴタ、サンチャゴ、サンパウロ、アスンシオン、リマ、チューリッヒ、ジュネーブ、ストックホルム、ブタペスト、ブラッセル、ブカレスト、ロンドン、ダービー、シドニー、パース、メルボルン、クイーン

ズランド、カンタベリー、ヨハネスブルクに所在する在外教育施設に勤務する派遣教員の在勤基本手当の月額に係る改正規定は、平成二十三年八月一日から適用する。

附 則

この訓令は、平成二十三年十一月一日から実施する。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十四年一月一日から実施する。ただし、別表第4の改正規定については、平成二十三年四月一日から適用する。
- 2 ニュー・デリー、ボンベイ、チェンナイ、コタキナバル、カンタベリー、リアド及びジェッダに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十三年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住宅手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十四年四月四日から実施し、平成二十四年四月一日から適用する。
- 2 ジャカルタ、バンドン、上海、蘇州、杭州、ウィーン、ベルリン及びジェッダに所在する在外教育施設に派遣されている派遣教員であって、平成二十四年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き住居するものの住宅手当の月額に係る限度額については、この訓令による改正後の在外教育施設教員派遣規則別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 不健康地健康管理手当の支給の対象となる派遣教員が勤務する在外教育施設及び保養地域

在 外 教 育 施 設 名	保 養 地 域
ダレサム補習授業校 ハノイ日本人学校 ダツカン日本人学校 ヤンゴン日本人学校 大連日本人学校 ニュー・デリ日本人学校 チェンナイ補習授業校 ボンベイン日本人学校 ホーチミン日本人学校 コロンボ日本人学校 イスラマバード日本人学校 カラチ日本人学校 ボゴタ日本人学校 マナオス日本人学校 リマ日本人学校 ブカレスト日本人学校 モスクワ日本人学校 テヘラン日本人学校 リアド日本人学校 ジエッダ日本人学校 ナイロビ日本人学校	欧 州 ア ジ ア ア ジ ア ア ジ ア ア ジ ア ア ジ ア ア ジ ア ア ジ ア ア ジ ア ア ジ ア 北 米 南 米 南 米 欧 州 欧 州 欧 州 欧 州 欧 州
備考 保養地域には、特別な事由がある場合は、この表に掲げる保養地域以外の地を含めることができる。	

別表第2 高地手当の支給の対象となる派遣教員が勤務する在外教育施設

在 外 教 育 施 設 名
ボゴタ日本人学校 日本メキシコ学院日本コース

在勤基本手当支給額（月額）

（単位：円）

地域	所在地	級 別									
		校長	教頭	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
アジア	ニュー・デリー	462,600	415,100	367,500	342,200	316,800	291,500	272,500	253,500	234,500	215,500
	ボンハイ	479,700	430,500	381,200	354,900	328,600	302,300	282,600	262,900	243,200	223,500
	チェンナイ	479,700	430,500	381,200	354,900	328,600	302,300	282,600	262,900	243,200	223,500
	ジャカルタ	382,200	342,900	303,700	282,700	261,800	240,800	225,100	209,400	193,700	178,000
	バントゥン	382,200	342,900	303,700	282,700	261,800	240,800	225,100	209,400	193,700	178,000
	スラバヤ	419,200	376,100	333,100	310,100	287,100	264,200	246,900	229,700	212,500	195,300
	ハノイ	360,300	323,300	286,300	266,500	246,800	227,100	212,300	197,500	182,700	167,800
	ホーチミン	359,600	322,700	285,800	266,100	246,300	226,600	211,900	197,100	182,300	167,500
	シンガポール	390,900	350,800	310,600	289,200	267,800	246,400	230,300	214,200	198,200	182,100
	コロンボ	398,300	357,400	316,500	294,700	272,800	251,000	234,700	218,300	201,900	185,500
	バンコク	320,600	287,700	254,800	237,200	219,600	202,100	188,900	175,700	162,500	149,400
	シラチャ	320,600	287,700	254,800	237,200	219,600	202,100	188,900	175,700	162,500	149,400
	ソウル	378,800	339,900	301,000	280,200	259,500	238,700	223,200	207,600	192,000	176,500
	釜山	368,100	330,200	292,400	272,300	252,100	231,900	216,800	201,700	186,600	171,400
	北京	429,600	385,500	341,300	317,800	294,300	270,700	253,100	235,400	217,800	200,100
	天津	429,600	385,500	341,300	317,800	294,300	270,700	253,100	235,400	217,800	200,100
	青島	376,500	337,800	299,100	278,500	257,900	237,200	221,800	206,300	190,800	175,400
	上海	432,600	388,200	343,800	320,000	296,300	272,600	254,900	237,100	219,300	201,500
	蘇州	432,600	388,200	343,800	320,000	296,300	272,600	254,900	237,100	219,300	201,500
	杭州	432,600	388,200	343,800	320,000	296,300	272,600	254,900	237,100	219,300	201,500
	広州	393,600	353,200	312,700	291,200	269,600	248,100	231,900	215,700	199,500	183,400
	深セン	393,600	353,200	312,700	291,200	269,600	248,100	231,900	215,700	199,500	183,400
	大連	395,600	355,000	314,400	292,700	271,000	249,300	233,100	216,800	200,600	184,300
	香港	384,500	345,000	305,500	284,500	263,400	242,300	226,500	210,700	194,900	179,100
	イスラマバート	583,000	523,100	463,200	431,300	399,300	367,400	343,400	319,500	295,500	271,600
	カラチ	589,400	528,800	468,300	436,000	403,700	371,400	347,200	323,000	298,800	274,500
	ダッカ	556,800	499,600	442,400	411,900	381,400	350,900	328,000	305,100	282,200	259,300
	ヤンゴン	571,200	512,500	453,900	422,600	391,300	360,000	336,500	313,000	289,600	266,100
	マニラ	345,200	309,700	274,300	255,400	236,400	217,500	203,300	189,200	175,000	160,800
	クアラルンプール	305,800	274,400	243,000	226,200	209,500	192,700	180,200	167,600	155,000	142,500
ジョホール	305,800	274,400	243,000	226,200	209,500	192,700	180,200	167,600	155,000	142,500	
パナ	305,800	274,400	243,000	226,200	209,500	192,700	180,200	167,600	155,000	142,500	
コタキナバル	305,800	274,400	243,000	226,200	209,500	192,700	180,200	167,600	155,000	142,500	
台北	384,500	345,000	305,500	284,500	263,400	242,300	226,500	210,700	194,900	179,100	
台中	384,500	345,000	305,500	284,500	263,400	242,300	226,500	210,700	194,900	179,100	
高雄	384,500	345,000	305,500	284,500	263,400	242,300	226,500	210,700	194,900	179,100	
北米	ワシントン	336,400	301,900	267,300	248,900	230,400	212,000	198,200	184,400	170,500	156,700
	グアム	317,900	285,300	252,600	235,200	217,800	200,400	187,300	174,200	161,200	148,100
	アトランタ	329,700	295,800	262,000	243,900	225,800	207,800	194,200	180,700	167,100	153,600
	シャーロット	329,700	295,800	262,000	243,900	225,800	207,800	194,200	180,700	167,100	153,600
	ローリー	329,700	295,800	262,000	243,900	225,800	207,800	194,200	180,700	167,100	153,600
	サン・フランシスコ	350,600	314,500	278,500	259,300	240,100	220,900	206,500	192,100	177,700	163,300

在勤基本手当支給額（月額）

（単位：円）

地域	所在地	級 別									
		校長	教頭	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	シアトル	329,700	295,800	262,000	243,900	225,800	207,800	194,200	180,700	167,100	153,600
	シカゴ	339,100	304,300	269,500	250,900	232,300	213,700	199,800	185,800	171,900	158,000
	クリーブランド	329,700	295,800	262,000	243,900	225,800	207,800	194,200	180,700	167,100	153,600
	オハイオ西部	329,700	295,800	262,000	243,900	225,800	207,800	194,200	180,700	167,100	153,600
	インディアナ	339,100	304,300	269,500	250,900	232,300	213,700	199,800	185,800	171,900	158,000
	デトロイト	329,700	295,800	262,000	243,900	225,800	207,800	194,200	180,700	167,100	153,600
	バトルクリーク	329,700	295,800	262,000	243,900	225,800	207,800	194,200	180,700	167,100	153,600
	コロハス	329,700	295,800	262,000	243,900	225,800	207,800	194,200	180,700	167,100	153,600
	シンシナティ	329,700	295,800	262,000	243,900	225,800	207,800	194,200	180,700	167,100	153,600
	中部テネシー	336,400	301,900	267,300	248,900	230,400	212,000	198,200	184,400	170,500	156,700
	セントラルケンタッキー	336,400	301,900	267,300	248,900	230,400	212,000	198,200	184,400	170,500	156,700
	イーストテネシー	336,400	301,900	267,300	248,900	230,400	212,000	198,200	184,400	170,500	156,700
	ニュー・ヨーク	377,500	338,700	299,900	279,200	258,600	237,900	222,400	206,900	191,300	175,800
	ニュージャージー	377,500	338,700	299,900	279,200	258,600	237,900	222,400	206,900	191,300	175,800
	プリンストン	377,500	338,700	299,900	279,200	258,600	237,900	222,400	206,900	191,300	175,800
	フィラデルフィア	377,500	338,700	299,900	279,200	258,600	237,900	222,400	206,900	191,300	175,800
	ピッツバーグ	377,500	338,700	299,900	279,200	258,600	237,900	222,400	206,900	191,300	175,800
	ヒューストン	329,700	295,800	262,000	243,900	225,800	207,800	194,200	180,700	167,100	153,600
	ダラス	329,700	295,800	262,000	243,900	225,800	207,800	194,200	180,700	167,100	153,600
	ポートランド	336,400	301,900	267,300	248,900	230,400	212,000	198,200	184,400	170,500	156,700
	ボストン	341,500	306,400	271,300	252,600	233,900	215,200	201,200	187,100	173,100	159,100
	ホノルル	329,700	295,800	262,000	243,900	225,800	207,800	194,200	180,700	167,100	153,600
	マイアミ	332,100	297,900	263,800	245,600	227,500	209,300	195,600	182,000	168,300	154,700
	ロス・アンゼルス	351,200	315,200	279,100	259,800	240,600	221,300	206,900	192,500	178,000	163,600
サンディエゴ	351,200	315,200	279,100	259,800	240,600	221,300	206,900	192,500	178,000	163,600	
バンクーバー	397,700	356,800	316,000	294,200	272,400	250,600	234,300	217,900	201,600	185,200	
トロント	409,400	367,400	325,300	302,900	280,400	258,000	241,200	224,400	207,500	190,700	
中南米	フエノスアイレス	302,500	271,400	240,300	223,700	207,200	190,600	178,200	165,800	153,300	140,900
	カラカス	465,900	418,100	370,200	344,700	319,200	293,600	274,500	255,300	236,200	217,000
	グアテマラ	446,100	400,300	354,400	330,000	305,600	281,100	262,800	244,500	226,100	207,800
	サン・ホセ	385,900	346,200	306,600	285,500	264,300	243,200	227,300	211,500	195,600	179,800
	ボゴタ	486,500	436,500	386,500	359,900	333,200	306,600	286,600	266,600	246,600	226,600
	サンチャゴ	399,700	358,600	317,600	295,700	273,800	251,900	235,400	219,000	202,600	186,200
	パナマ	351,200	315,200	279,100	259,800	240,600	221,300	206,900	192,500	178,000	163,600
	サンパウロ	523,100	469,400	415,600	387,000	358,300	329,700	308,200	286,700	265,200	243,700

在勤基本手当支給額（月額）

（単位：円）

地域	所在地	級 別									
		校長	教頭	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	リオ・デ・ジ・ヤネイロ	535,200	480,300	425,300	395,900	366,600	337,300	315,300	293,300	271,300	249,300
	マナオス	575,300	516,200	457,100	425,600	394,000	362,500	338,900	315,200	291,600	268,000
	アスンシオン	383,500	344,100	304,700	283,700	262,700	241,700	225,900	210,200	194,400	178,700
	リマ	443,100	397,600	352,000	327,800	303,500	279,200	261,000	242,800	224,600	206,400
	メキシコ	422,200	378,800	335,500	312,300	289,200	266,100	248,700	231,400	214,000	196,700
	アグアス・カリエンテス	422,200	378,800	335,500	312,300	289,200	266,100	248,700	231,400	214,000	196,700
	グアタラハラ	422,200	378,800	335,500	312,300	289,200	266,100	248,700	231,400	214,000	196,700
	欧州	ローマ	447,100	401,200	355,200	330,700	306,300	281,800	263,400	245,000	226,600
	ミラノ	469,000	420,800	372,600	346,900	321,200	295,500	276,300	257,000	237,700	218,400
	ウィーン	456,900	409,900	363,000	338,000	312,900	287,900	269,100	250,400	231,600	212,800
	チューリッヒ	507,300	455,200	403,100	375,300	347,500	319,700	298,900	278,000	257,200	236,300
	ジュネーブ	507,300	455,200	403,100	375,300	347,500	319,700	298,900	278,000	257,200	236,300
	アムステルダム	434,300	389,700	345,100	321,300	297,500	273,700	255,900	238,000	220,200	202,300
	ロッテルダム	434,300	389,700	345,100	321,300	297,500	273,700	255,900	238,000	220,200	202,300
	アテネ	402,400	361,000	319,700	297,700	275,600	253,600	237,000	220,500	204,000	187,400
	ストックホルム	470,000	421,700	373,400	347,700	321,900	296,200	276,900	257,500	238,200	218,900
	マトリット	418,200	375,200	332,300	309,300	286,400	263,500	246,300	229,200	212,000	194,800
	バルセロナ	420,200	377,000	333,900	310,800	287,800	264,800	247,500	230,300	213,000	195,700
	モスクワ	466,600	418,700	370,700	345,200	319,600	294,000	274,900	255,700	236,500	217,400
	ベルリン	409,800	367,700	325,600	303,100	280,700	258,200	241,400	224,600	207,700	190,900
	デュッセルドルフ	405,100	363,400	321,800	299,600	277,500	255,300	238,600	222,000	205,300	188,700
	ミュンヘン	408,800	366,800	324,800	302,400	280,000	257,600	240,800	224,000	207,200	190,400
	ハンブルク	409,800	367,700	325,600	303,100	280,700	258,200	241,400	224,600	207,700	190,900
	フランクフルト	416,200	373,400	330,700	307,900	285,100	262,300	245,200	228,100	211,000	193,900
	ブタペスト	400,300	359,200	318,100	296,200	274,200	252,300	235,800	219,400	202,900	186,500
	プラハ	425,200	381,600	337,900	314,600	291,300	268,000	250,500	233,000	215,600	198,100
	ブラッセル	428,300	384,300	340,300	316,800	293,300	269,900	252,300	234,700	217,100	199,500
	パリ	428,600	384,600	340,500	317,100	293,600	270,100	252,500	234,900	217,300	199,600
	ワルシャワ	378,500	339,600	300,700	280,000	259,200	238,500	223,000	207,400	191,900	176,300
	ブカレスト	387,200	347,400	307,700	286,500	265,200	244,000	228,100	212,200	196,300	180,400
	ロンドン	412,500	370,100	327,700	305,100	282,500	259,900	243,000	226,000	209,100	192,100
	ダービー	412,500	370,100	327,700	305,100	282,500	259,900	243,000	226,000	209,100	192,100
大洋州	シドニー	464,600	416,900	369,100	343,700	318,200	292,800	273,700	254,600	235,500	216,400
	パース	451,800	405,400	359,000	334,200	309,500	284,700	266,200	247,600	229,000	210,500
	メルボルン	458,500	411,400	364,300	339,200	314,100	289,000	270,100	251,300	232,400	213,600
	クイーンズランド	447,800	401,800	355,800	331,200	306,700	282,200	263,800	245,400	227,000	208,600
	カンタベリー	410,100	368,000	325,800	303,400	280,900	258,400	241,600	224,700	207,900	191,000

在勤基本手当支給額（月額）

（単位：円）

地域	所在地	級 別									
		校長	教頭	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
中近東	アブダビ	375,800	337,200	298,600	278,000	257,400	236,800	221,400	205,900	190,500	175,100
	ドバイ	376,800	338,100	299,400	278,700	258,100	237,500	222,000	206,500	191,000	175,500
	テヘラン	611,300	548,500	485,700	452,200	418,700	385,200	360,100	335,000	309,800	284,700
	オマーン	378,100	339,300	300,500	279,700	259,000	238,300	222,800	207,200	191,700	176,100
	ドoha	383,500	344,100	304,700	283,700	262,700	241,700	225,900	210,200	194,400	178,700
	リアド	533,600	478,700	423,900	394,700	365,500	336,200	314,300	292,400	270,500	248,500
	ジエッタ	447,400	401,500	355,500	331,000	306,500	282,000	263,600	245,200	226,800	208,400
	バハレーン	388,200	348,400	308,500	287,200	265,900	244,700	228,700	212,800	196,800	180,800
	イスタンブール	443,700	398,200	352,600	328,300	303,900	279,600	261,400	243,200	224,900	206,700
アフリカ	カイロ	406,400	364,700	322,900	300,600	278,400	256,100	239,400	222,700	206,000	189,300
	ナイロビ	482,400	432,900	383,300	356,900	330,400	304,000	284,200	264,400	244,500	224,700
	ヨハネスブルグ	419,900	376,700	333,600	310,600	287,600	264,600	247,300	230,100	212,800	195,600
	ダレサラム	580,300	520,700	461,100	429,300	397,500	365,700	341,800	318,000	294,200	270,300

1 級別の欄の級の適用は、次の基準によるものとする。

校長	第3条の規定により文部科学大臣から校長の委嘱を受けた者
教頭	第3条の規定により文部科学大臣から教頭の委嘱を受けた者
1級	第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた教職経験21年以上の者
2級	第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた教職経験18年以上21年未満の者
3級	第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた教職経験15年以上18年未満の者
4級	第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた教職経験12年以上15年未満の者
5級	第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた教職経験9年以上12年未満の者
6級	第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた教職経験6年以上9年未満の者
7級	第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた教職経験3年以上6年未満の者
8級	第3条の規定により文部科学大臣から教諭の委嘱を受けた教職経験3年未満の者

住居手当に係る限度額（月額）

地域	所在地	単位	級別			
			1級	2級	3級	
アジア	ニュー・デリー	インド・ルピー	132,680	117,938	103,195	
	ボンベイ	インド・ルピー	193,042	171,593	150,144	
	チェンナイ	インド・ルピー	57,281	50,917	44,552	
	ジャカルタ	米・ドル	2,102	1,868	1,635	
	バンドン	米・ドル	2,102	1,868	1,635	
	スラバヤ	米・ドル	1,598	1,420	1,243	
	ハノイ	米・ドル	3,134	2,786	2,438	
	ホーチミン	米・ドル	3,457	3,072	2,688	
	シンガポール	シンガポール・ドル	5,416	4,815	4,213	
	コロンボ	米・ドル	1,357	1,206	1,055	
	バンコク	タイ・バーツ	72,915	64,813	56,712	
	シラチャ	タイ・バーツ	72,915	64,813	56,712	
	ソウル	ウォン	2,572,319	2,286,506	2,000,693	
	釜山	ウォン	1,509,184	1,341,497	1,173,810	
	北京	米・ドル	3,619	3,217	2,815	
	天津	米・ドル	3,619	3,217	2,815	
	青島	米・ドル	2,357	2,095	1,833	
	上海	米・ドル	3,280	2,916	2,551	
	蘇州	米・ドル	3,280	2,916	2,551	
	杭州	米・ドル	3,280	2,916	2,551	
	広州	米・ドル	3,102	2,757	2,413	
	深セン	米・ドル	3,102	2,757	2,413	
	大連	米・ドル	3,091	2,747	2,404	
	香港	香港ドル	38,116	33,881	29,646	
	イスラマバード	米・ドル	2,111	1,877	1,642	
	カラチ	米・ドル	1,821	1,618	1,416	
	ダッカ	米・ドル	1,449	1,288	1,127	
	ヤンゴン	米・ドル	1,790	1,591	1,392	
	マニラ	米・ドル	2,000	1,778	1,556	
	クアラルンプール	マレーシア・リングギ	4,361	3,876	3,392	
	ジョホール	マレーシア・リングギ	4,361	3,876	3,392	
	ペナン	マレーシア・リングギ	3,226	2,868	2,509	
	コタキナバル	マレーシア・リングギ	4,361	3,876	3,392	
	台北	米・ドル	1,798	1,598	1,398	
	台中	米・ドル	1,798	1,598	1,398	
	高雄	米・ドル	1,798	1,598	1,398	
	北米	ワシントン	米・ドル	1,893	1,683	1,472
		グアム	米・ドル	1,851	1,645	1,440
		アトランタ	米・ドル	1,248	1,109	970
		シャーロット	米・ドル	1,248	1,109	970
ローリー		米・ドル	1,248	1,109	970	
サン・フランシスコ		米・ドル	2,089	1,857	1,625	
シアトル		米・ドル	1,539	1,368	1,197	
シカゴ		米・ドル	1,972	1,752	1,533	
オハイオ西部		米・ドル	1,500	1,333	1,167	
インディアナ		米・ドル	1,972	1,752	1,533	
デトロイト		米・ドル	1,500	1,333	1,167	
バトルクリーク		米・ドル	1,500	1,333	1,167	
コロンバス		米・ドル	1,500	1,333	1,167	
シンシナティ		米・ドル	1,500	1,333	1,167	
中部テネシー		米・ドル	1,248	1,109	970	
セントラルケンタッキー		米・ドル	1,248	1,109	970	

	イーストテネシー	米・ドル	1,248	1,109	970
	ニュー・ヨーク	米・ドル	3,795	3,374	2,952
	ニュージャージー	米・ドル	3,795	3,374	2,952
	プリンストン	米・ドル	3,795	3,374	2,952
	フィラデルフィア	米・ドル	3,795	3,374	2,952
	ピッツバーグ	米・ドル	3,795	3,374	2,952
	ヒューストン	米・ドル	1,601	1,423	1,245
	ダラス	米・ドル	1,601	1,423	1,245
	ポートランド	米・ドル	1,118	994	869
	ボストン	米・ドル	2,159	1,919	1,679
	ホノルル	米・ドル	1,970	1,751	1,532
	マイアミ	米・ドル	1,756	1,561	1,366
	ロス・アンジェルス	米・ドル	1,890	1,680	1,470
	サンディエゴ	米・ドル	1,890	1,680	1,470
	バンクーバー	カナダ・ドル	2,069	1,839	1,609
	トロント	カナダ・ドル	1,651	1,468	1,284
中南米	ブエノスアイレス	米・ドル	2,326	2,068	1,809
	カラカス	米・ドル	2,416	2,147	1,879
	グアテマラ	米・ドル	1,168	1,038	908
	サン・ホセ	米・ドル	1,212	1,077	943
	ボゴタ	米・ドル	1,498	1,331	1,165
	サンチャゴ	米・ドル	1,333	1,184	1,036
	パナマ	米・ドル	1,708	1,518	1,328
	サンパウロ	米・ドル	2,794	2,483	2,173
	リオ・デ・ジャネイロ	米・ドル	2,564	2,279	1,994
	マナウス	米・ドル	1,343	1,194	1,044
	アスンシオン	米・ドル	1,395	1,240	1,085
	リマ	米・ドル	1,560	1,387	1,214
	メキシコ	米・ドル	1,976	1,756	1,537
	アグアスカリエンテス	米・ドル	1,976	1,756	1,537
	グアダハラハラ	米・ドル	1,976	1,756	1,537
欧州	ローマ	ユーロ	1,402	1,247	1,091
	ミラノ	ユーロ	1,524	1,354	1,185
	ウィーン	ユーロ	1,429	1,271	1,112
	チューリッヒ	スイス・フラン	2,816	2,503	2,190
	ジュネーブ	スイス・フラン	2,816	2,503	2,190
	アムステルダム	ユーロ	1,492	1,326	1,161
	ロッテルダム	ユーロ	1,492	1,326	1,161
	アテネ	ユーロ	1,184	1,053	921
	ストックホルム	スウェーデン・クローネ	11,010	9,786	8,563
	マドリッド	ユーロ	1,489	1,323	1,158
	バルセロナ	ユーロ	1,622	1,441	1,261
	モスクワ	米・ドル	4,330	3,848	3,367
	ベルリン	ユーロ	1,475	1,311	1,147
	デュッセルドルフ	ユーロ	1,282	1,139	997
	ハンブルグ	ユーロ	1,288	1,145	1,002
	フランクフルト	ユーロ	1,537	1,366	1,195
	ミュンヘン	ユーロ	1,439	1,279	1,119
	ブタペスト	ユーロ	1,548	1,376	1,204
	プラハ	チェコ・コルナ	31,695	28,173	24,651
	ブラッセル	ユーロ	1,604	1,426	1,248
	パリ	ユーロ	2,008	1,785	1,562
	ワルシャワ	ユーロ	1,747	1,553	1,359
	ブカレスト	ユーロ	1,448	1,287	1,126
	ロンドン	スターリング・ポンド	1,936	1,721	1,506

大洋州	シ ド ニ ー	オーストラリア・ドル	2,911	2,587	2,264
	バ ー ス	オーストラリア・ドル	2,125	1,889	1,653
	メ ル ボ ル ン	オーストラリア・ドル	2,183	1,940	1,698
	ク イ ー ン ズ ラ ン ド	オーストラリア・ドル	1,959	1,742	1,524
	カ ン タ ベ リ ー	ニュージーランド・ドル	2,104	1,870	1,637
中近東	ア ブ ダ ビ	ディルハム	16,252	14,446	12,640
	ド バ イ	ディルハム	12,300	10,933	9,567
	テ ヘ ラ ン	ユーロ	2,319	2,061	1,804
	オ マ ー ン	米・ドル	2,770	2,463	2,155
	ド ー ハ	米・ドル	2,995	2,662	2,329
	リ ア ド	サウジアラビア・リヤール	12,307	10,940	9,572
	ジ エ ッ ダ	サウジアラビア・リヤール	13,004	11,559	10,114
	バ ハ レ ー ン	米・ドル	3,398	3,020	2,643
	イ ス タ ン ブ ル	米・ドル	2,282	2,028	1,774
アフリカ	カ イ ロ	米・ドル	1,799	1,599	1,399
	ナ イ ロ ビ	米・ドル	1,725	1,534	1,342
	ヨ ハ ネ ス ブ ル グ	米・ドル	1,286	1,143	1,000
	ダ レ サ ラ ム	米・ドル	3,422	3,041	2,661

1 級別の欄の級の適用は、次の基準によるものとする。

- 1級 別表第3の級別の欄の校長、教頭、1級及び2級の適用を受ける者
- 2級 別表第3の級別の欄の3級及び4級の適用を受ける者
- 3級 別表第3の級別の欄の5級から8級までの適用を受ける者

別表第5 健康管理手当支給額

配偶者の有無	金額
配偶者のある場合	60,000円
配偶者のない場合	30,000円

別表第6 不健康地健康管理手当の基本額

在外教育施設名	単位	基本額
ダレサラム補習授業校	米・ドル	2,437
ハノイ日本人学校	米・ドル	1,061
ダツカ日本人学校	米・ドル	1,441
ヤンゴン日本人学校	米・ドル	1,471
大連日本人学校	米・ドル	1,016
ニュー・デリー日本人学校	米・ドル	1,289
チェンナイ補習授業校	米・ドル	1,092
ボンベイ日本人学校	米・ドル	1,513
ホーチミン日本人学校	米・ドル	1,014
コロンボ日本人学校	米・ドル	823
イスラマバード日本人学校	米・ドル	1,402
カラチ日本人学校	米・ドル	1,356
ボゴタ日本人学校	米・ドル	1,444
マナオス日本人学校	米・ドル	1,846
リマ日本人学校	米・ドル	1,322
ブカレスト日本人学校	米・ドル	1,501
モスクワ日本人学校	米・ドル	2,120
テヘラン日本人学校	米・ドル	871
リアド日本人学校	米・ドル	2,102
ジエッダ日本人学校	米・ドル	1,951
ナイロビ日本人学校	米・ドル	2,886

別表第7 高地手当の基本額

在 外 教 育 施 設 名	単 位	基 本 額
ボ ゴ タ 日 本 人 学 校	米 ・ ド ル	4 1 0
日 本 メ キ シ コ 学 院 日 本 コ ー ス	米 ・ ド ル	2 4 6